

年金引き下げ違憲訴訟東京地裁判決に対する抗議声明

本日、東京地方裁判所民事第38部（裁判長鎌野真敬）は、東京原告728名が2015年5月29で提訴した国民年金、厚生年金の年金額決定（減額）決定を取り消すことを求めた訴訟で、請求を棄却する判決を言い渡した。

私たちは、今回の年金引き下げは、高齢者にとっての命綱である年金受給権を侵害し、憲法25条の生存権および29条の財産権、憲法13条の幸福追求権、社会権規約に違反するとして、取り消しを求めてきた。低年金者の生活実態を踏まえず、国会でも十分な審議もせず成立した平成24年改正法の立法過程に大きな過誤があり、民主主義を否定すること等々も主張してきた。

昨年10月、証人尋問が実施され、労働者、学者、現役労働者の年金に対する不安、統計に基づく高齢者の生活実態などの年金引き下げによる被害を明らかにした。そして700名を超える原告団の中から、一人一人の思いを語ってもらう10名を超える原告が年金引き下げによる被害を証言した。

しかし、本判決は、原告が証言した最も重要な事実である高齢者の生活実態、年金引き下げによる被害について判断せずに、立法府には広範な立法裁量があると旧態依然の判例に依拠し、国会の決定が著しく不合理であるということとはできないと判示した。

本判決は、高齢者の生活実態、原告らの厳しい生活実態に耳を傾けることなく、被告である国の主張に追随した判決であり、人権の保障を使命とする裁判所の役割を放棄したもので、国際人権の水準に全く達しないことを指摘せざるを得ない。

私たちは、東京地方裁判所の不当判決に対して、東京高等裁判所に直ちに控訴することを決めた。

東京原告団・弁護団は、全国の原告団とともに、必ず勝利するために全力を尽くす決意を表明する。

2020年9月23日

年金引き下げ違憲訴訟東京原告団
年金引き下げ違憲訴訟東京弁護団